

(参考)

審査基準

I 採択案件の決定方法

東京工業大学（以下「本学」という。）が提示する課題に対する回答（以下「課題提案等」という。）について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

II 審査方法

課題提案等に基づき、本学内に設置する「Greater Tokyo Innovation Ecosystem（以下「GTIE」という。）におけるスタートアップコミュニティ形成の調査・分析・企画等業務 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、次の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

なお、次の評価基準は第 1 次審査（書面審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査）の各審査に適用するが、得点は通算せず、第 1 次審査の結果は、次の場合に活用する。

- ・応募者が多数あり、得点上位者（概ね 3 者程度）のみを第 2 次審査に進ませる場合
- ・第 2 次審査の結果において、最高得点が同点となった場合

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための専門性・技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 課題提案等から、仕様書に示す内容を全て満たし、本事業の目的を達成できるような企画提案を期待できること。
- ② 課題提案等から、GTIE のビジョンや取組み内容との親和性・整合性が具体的に確認され、その実現性・妥当性がある企画提案を期待できること。
- ③ 課題提案等から、GTIE プロジェクトの内容を熟知したうえで、当該プロジェクトの達成及び取組み内容の向上を図るためのアイデア・創意工夫が期待できること。
- ④ 提案内容に対して、コスト削減の努力が示されていること。

3 その他加点に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」について（http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html）

[評価基準]

1 評価項目1及び2に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

ただし、2①及び②については評点を2倍することとし、評価項目1及び2の合計は50点満点とする。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、第2次審査において、30点に満たない課題提案は採択案件とできない。

2 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点

・認定段階3＝1.5点

・プラチナえるぼし認定＝2点

・常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん（旧基準）認定＝0.5点

・くるみん（新基準）認定＝1点

・プラチナくるみん認定＝1.5点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝1点

○ 上記に該当する認定等を有しない＝0点